

未熟児養育医療給付制度 申請の御案内

1 未熟児養育医療給付制度とは

身体の発育が未熟のまま出生し、生活能力が特に薄弱で保育器を使用するなど入院養育が必要な乳児に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。

2 未熟児養育医療の対象

豊田市に住所を有する未熟児で次に掲げるいずれかの症状等を有し、医師が入院養育を必要と認めたものが対象となります。

(1) 出生児体重2,000グラム以下のもの

(2) 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの

ア 一般状態

(ア) 運動不安、けいれんがあるもの

(イ) 運動が異常に少ないもの

イ 体温

摂氏34度以下のもの

ウ 呼吸器、循環器系

(ア) 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの

(イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加傾向にあるか、又は毎分30以下のもの

(ウ) 出血傾向の強いもの

エ 消化器系

(ア) 生後24時間以上排便のないもの

(イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの

(ウ) 血性嘔吐、血性便のあるもの

オ 黄疸

生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

3 実施場所

指定養育医療機関の指定を受けている病院等で、給付を受けることができます。

4 給付の内容

診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置等が受けられます（ただし、入院分のみです）。

5 給付対象となる費用

医療費のうち保険診療分の自己負担額と食事療養費が対象となります（保険診療外【差額ベッド代やおむつ代等】のものについては対象となりません。）。

6 子ども医療費助成制度との主な違いについて

未熟児養育医療給付制度…国の制度、保険診療分の自己負担額と食事療養費が対象

子ども医療費助成制度…愛知県の制度、保険診療分の自己負担額が対象

7 自己負担金について

世帯の所得区分によって自己負担金が発生します。自己負担金の請求は、入院月の数か月後に御自宅へ郵送しますので、豊田市へお支払ください。

ただし、子ども医療費助成対象者は、申請時に委任状をいただくことで、自己負担金が子ども医療費から充当され、実質の自己負担金は発生しなくなります。

(まれに、所得に応じて自己負担金をいただくことがあります。)

8 申請方法

(1) 申請場所

豊田市役所 おやこ応援課(東庁舎2階) ※郵送での申請は受け付けていません。

(2) 必要書類

	書類名	記入者	備考	確認欄
①	養育医療給付申請書(表)	保護者		
②	世帯調書(裏)	保護者		
③	養育医療意見書	医療機関	指定養育医療機関の担当医師に作成してもらってください。	
④	同意書	保護者	自己負担金を子ども医療費助成から負担することに同意する場合に記入してください。	
⑤	税情報に係る同意書	同意者本人	生計を一にする世帯員及び世帯外扶養義務者全員分御記入ください。ただし、18歳未満の兄弟姉妹で未就業者は記入不要です。	
⑥	加入保険の被保険者の記号及び番号の分かるもの	—	「被保険者証」、「資格確認書」等の加入保険の被保険者の記号及び番号の分かるものを持参してください。 ※「マイナ保険証」を持参の場合は、暗証番号の入力が必要です。	
⑦	子ども医療費受給者証	—	医療を受ける本人の受給者証を持参してください。	
⑧	個人番号確認書類 (個人番号カード 又は通知カード)	—	生計を一にする世帯員及び世帯外扶養義務者 <u>全員分</u> お持ちください。 コピーでも構いません。	
⑨	身元確認書類	—	来庁者の身元確認書類を御用意ください。 ・写真付身分証明書(個人番号カード、運転免許証、パスポートなど)の場合は、1種類 ・写真のない身分証明書(母子健康手帳、年金手帳など)の場合は、2種類	

⑩	委任状 ※該当者のみ	保護者	保護者（児の父又は母）以外の方が、申請に来 庁される場合は、御記入ください。	
---	---------------	-----	---	--

※市町村民税課税証明書の提出が必要な場合もございます。その際は、後日担当者から御連絡をいたしますので、御承知おきください。

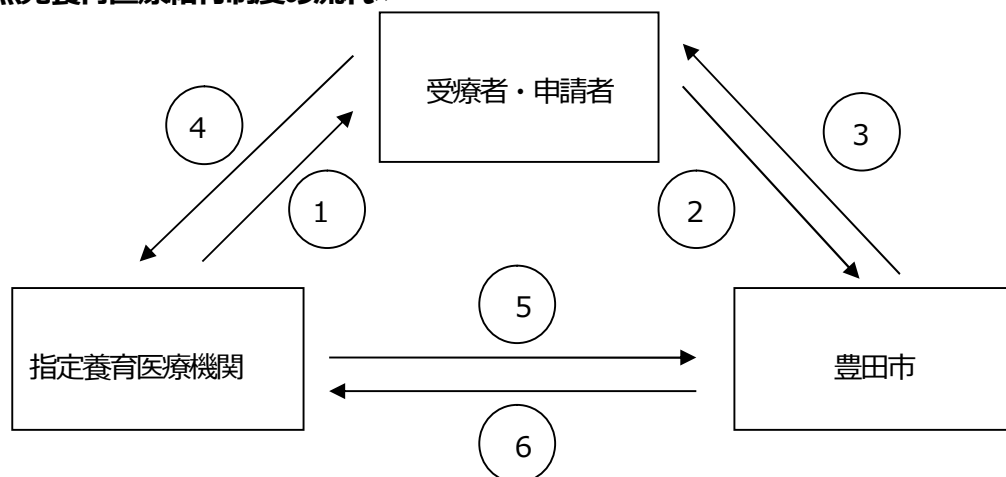
（３）申請期間

入院中に速やかに申請してください。

９ その他

- ・申請されますと、審査を行い、２～３週間ほどで結果を御自宅に送付します。
- ・一度、医療機関に支払われたものにつきまして、市からの還付はありません。

「未熟児養育医療給付制度の流れ」



- | | |
|-------------------------|----------------|
| ① 診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置等 | ② 未熟児養育医療給付を申請 |
| ③ 医療券又は不承認通知を送付 | ④ 医療券を提示 |
| ⑤ 未熟児養育医療費を請求 | ⑥ 未熟児養育医療費の支払 |

【問合せ先】豊田市役所 おやこ応援課 電話（０５６５）３４－６６３６